

さいたま市市長職務代理者規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年**10**月**20**日

さいたま市長

清水 久人

さいたま市規則第 103 号

さいたま市市長職務代理者規則の一部を改正する規則

さいたま市市長職務代理者規則（平成 15 年さいたま市規則第 89 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（市長の職務を代理する副市長の順位） 第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条第 1 項後段の規定による市長の職務を代理する副市長の順序は、次の順位による。 第 1 順位 日野徹 第 2 順位 <u>佐野篤資</u> 第 3 順位 新屋千樹	（市長の職務を代理する副市長の順位） 第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条第 1 項後段の規定による市長の職務を代理する副市長の順序は、次の順位による。 第 1 順位 日野徹 第 2 順位 <u>高橋篤</u> 第 3 順位 新屋千樹

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 23 日から施行する。